

コーポレートガバナンス・ガイドライン

日新電機株式会社

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針を示すものとして、次の内容で「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定める。

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、ステークホルダー（顧客・株主・社会・パートナー・社員）との確かな信頼関係の構築を通して、社会と産業の基盤を支える事業を展開し、長年培った技術に磨きをかけ、人と環境にやさしい持続的な社会の実現を目指していくことを企業理念としております。

この企業理念に基づき事業を運営し、持続的成長と企業価値向上を実現するために、次の基本的な考え方に基づきコーポレートガバナンスの一層の充実に努めます。

- (1) 株主が権利を適切に行使できる環境の整備を行うと共に、株主の平等性を確保する。
- (2) 顧客・株主などステークホルダーとの確かな信頼関係の構築に努める。
- (3) 会社情報を適時適切に開示し透明性を確保する。
- (4) 取締役会が基本方針決定機能と経営監督機能を十分に発揮できる体制を整備する。
- (5) 株主との建設的な対話を通じ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

2. 株主の権利と平等性の確保

(1) 株主の権利と平等性の確保

当社は、株主が株主総会での議決権行使を始めとする権利を適切に行使できる環境を整備する。

また、全株主について、その持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行う。

(2) 株主総会

- ① 当社は、株主が株主総会議案を十分に検討したうえ議決権を行使できるよう、総会招集通知を法定期日の4日前迄に発送すると共に、発送に先立って当社ホームページに招集通知内容を開示する。
- ② 当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用や総会招集通知の英訳など、株主の議決権行使に係る環境整備を行う。
- ③ 株主総会で会社提案議案へ相当数の反対票が投じられた場合は、その原因を分析したうえ必要な対応を行う。

(3) 資本政策の基本方針

当社は、持続的成長と企業価値向上に向け、財務健全性、資本効率、内部留保及び株主還元の最適なバランスを絶えず追求し、事業運営を行う。

(4) 株式の政策保有と政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針

- ①当社は、取引先・金融機関との良好な関係と安定した取引を継続するため、株式を政策的に保有することがある。
- ②当社は、主要な政策保有株式につき年1回、取締役会において、そのリターンとリスクも踏まえた中長期的観点から保有の目的や経済合理性などを確認する。また、政策保有株式に係る議決権行使については、株主価値の毀損に繋がらないよう全議案内容を慎重に検討し賛否を決定する。

(5) 買収防衛策

- ①当社は、買収防衛策を導入する場合は、その必要性和合理性を取締役会・監査役会で十分に検討したうえ株主へ説明する。
- ②当社は、当社株式が公開買い付けに付された場合は、公開買付け者へ当社の持続的成長と企業価値向上への施策の説明を求め、その内容を検討したうえ、当社の取締役会としての考え方を株主へ説明する。また、株主が公開買付けに応じて株式を譲渡する権利を不当に妨げない。

(6) 株主利益を害する恐れのある資本政策

当社は、株主利益に影響を与える資本政策（増資、MBOなど）を実施する場合は、既存株主の利益を不当に害さないため、その必要性和合理性を取締役会・監査役会で十分検討したうえ株主へ説明する。

(7) 関連当事者間の取引

当社は、取締役・執行役員や親会社との取引が会社や株主共同の利益を害さないため、取締役会において、取引内容につき決議したうえ定期的に取引実績を報告し、取引の妥当性を監視して利益相反状況を管理する。

3. ステークホルダーとの確かな信頼関係の構築

当社は、持続的成長と企業価値向上が、顧客・株主・社会・パートナー・社員といったステークホルダーによって支えられていることを深く認識し、ステークホルダーとの確かな信頼関係を構築して事業を運営していくことで会社の成長を目指すことを「日新電機グループ企業理念」に定めている。

4. 情報開示の充実

- ①当社は、有価証券報告書を始めとする法定書類、会社ホームページ、IR活動などを通じて、財務情報のみならず非財務情報（経営戦略・リスク・ガバナンスなど）についても適宜、情報開示を行う。
- ②適時開示内容につき全て開示前に取締役会で決議し、正確な情報の開示体制を確保する。

5. 取締役会の責務

(1) 取締役会の役割

当社は、執行役員制度を導入し経営と業務執行をできる限り分離し、取締役会では経営の基本方針や事業戦略などの当社グループの重要事項について審議・決定すると共に、社外取締役・監査役が独立した客観的な立場から監視して取締役の職務執行の監督を行う。

(2) 経営計画の策定

当社は、市場環境が変化しても持続的に成長し収益をあげる企業グループとなるべく、業績に関する数値目標を設定した中長期計画を取締役会で審議し、策定する。その際は、前回の中長期計画の結果分析を踏まえ、また、経営資源の配分も意識して策定し、その進捗状況につき適宜、取締役会で報告したうえ、その数値目標を達成すべく戦略的課題・対策などにつき取締役会で議論を行う。

(3) 代表取締役等への委任の範囲

当社は、取締役会が代表取締役等に委任する範囲を明確にすべく、社内規則により取締役会へ付議すべき重要事項を定めると共に、それ以外の事項については執行の機動性や柔軟性の観点から代表取締役や執行役員などに業務執行を委任する。また、各取締役の所管・分掌を取締役会の決議に基づき定め、そのうち重要なものは定時株主総会招集通知に記載すると共に、社内規則により取締役の役位ごとの権限を定めている。

(4) 取締役会の規模と構成

当社は、取締役会を構成する取締役・監査役の員数を定款に定める範囲内で最適なものにしたうえで、当社グループの各事業に関する知見を有したり経営・経理・法律に係る専門的な知識・経験を有するなど、能力やバックグラウンドが異なる多様な人材で構成するようにする。

(5) 独立社外取締役の選任

当社は、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るため、独立社外取締役を2名以上置く方針である。この方針の下、2016年6月の定時株主総会での決議に基づき社外取締役を新たに1名選任して独立社外取締役を2名に増員する。

(6) 社外役員の独立性判断基準

当社は社外役員の独立性について、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に加え、添付の「別紙」のとおり定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき判断する。

(7) 取締役・監査役候補の指名方針と手続

①当社は取締役・監査役候補者の指名について、各候補者の実績、見識、経験等を踏まえて代表取締役社長が取締役会で提案し決議したうえで、株主総会に議案として提出する。

また、候補者の選定においては、取締役会への付議前に「社外役員・社長会議」にて社長が候補者につき説明し社外役員より助言・意見を得る。

②取締役・監査役候補者につき株主総会招集通知に各々の指名理由を記載する。

③社長等の後継者の計画（プランニング）方針についても、「社外役員・社長会議」にて社長が説明し社外役員より意見・助言を得る。

(8) 取締役報酬の決定方針と手続

取締役の報酬について、株主総会で決議された報酬総額の枠内で、取締役会より授権された代表取締役社長が、当社で定める基準に基づき、対象年度の業績、中長期的な業績見通し、個々の取締役の貢献度などを勘案して決定する。また、報酬の決定にあたっては「社外役員・社長会議」にて社長が報酬額や決定理由等を説明し社外役員より助言・意見を得る。

(9) 取締役会の運営

- ①当社は、翌年の取締役会の開催日程を年末までに設定し取締役・監査役に通知する。
- ②取締役会を原則として月1回、十分な審議時間を確保したうえで開催する。
- ③取締役会に付議する案件について、原則、取締役会に先立ち常務会で審議することにより、取締役会での議論の質を高める。取締役会メンバーは、専用電子サイトより常務会の資料を随時確認でき、また、取締役会の資料も専用電子サイトより事前に確認できる仕組みとする。また、社外役員が常務会での議論の要旨を理解したうえで取締役会に出席できるよう、取締役会前に社外役員へ担当役員より当該要旨を説明する。

(10) 社外役員への情報提供

社外役員については社内との連絡・調整にあたる者〔社外取締役は担当の取締役、社外監査役は監査役（常勤）。〕を定め、その連絡調整者が必要な情報を提供し、社外役員から依頼あれば適宜に対応して、必要かつ十分な情報提供を確保する。

(11) 取締役会の実効性の分析・評価

当社は、取締役会の運営について取締役会メンバーからの意見・要望を十分検討し、その結果に基づき運営方法を改善していく。また、取締役会の実効性を向上すべく、各年度末に取締役会の実効性の分析・評価を行い、その結果に基づいた改善を図ると共に、その概要を開示する。

(12) 取締役・監査役の他社等への兼任

当社は、取締役・監査役の他社等への重要な兼任状況について、株主総会招集通知や有価証券報告書を通じて毎年開示する。また、その兼任を合理的な範囲に留め、取締役・監査役の取締役会への出席率が100%に近くなるよう努める。

(13) 取締役・監査役のトレーニング

当社は、新たに取締役・監査役に就任する者へ当社の費用負担により、社内の役員に対しては、その役割・責任等に関する専門家の研修を受ける機会を提供し、社外役員に対しては当社グループに関する理解を深めるべく、会社・事業・製品に関する概要説明や国内外の当社グループの主要拠点の視察などのトレーニングの機会を提供する。

(14) 監査役による監査の体制

- ①当社は監査役会設置会社として、監査役の半数以上を様々な専門知識や経験などを有する社外監査役とする。また、監査役専任のスタッフを置く。
- ②監査役は、内部監査部門及び会計監査人と連携して適切な監査を実施し、また、社外取締役との情報共有化を図る。
- ③監査役は監査役会が定めた監査の方針・計画・分担に従い、取締役会等の重要な会議への出席、取締役・執行役員等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書等の閲覧、主要な事業所や国内外の子会社などへの往査を行い、また、監査役間の相互情報交換も行いつつ、監査を進める。
- ④監査役・監査役会は社長と定期的に懇談会等を行い、当社グループの対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い各業務執行状況などを確認する。
- ⑤監査役は独立した客観的立場から取締役会で意見を述べる。

6. 株主との対話

- ①当社は、金融商品取引法や東京証券取引所の適時開示規則に基づき、公平かつタイムリーな情報提供を行う。
- ②当社は IR 担当の取締役を定め、その取締役が IR 活動に関連する部門を取りまとめて対応する。
- ③経営幹部が機関投資家向けの IR 説明会を実施する。また、IR 担当の取締役が個人投資家向けの説明会を実施する。
- ④毎年の定時株主総会では分かりやすい説明に努めると共に、株主総会終了後に取締役が株主からの質問へ回答し意見を聴く株主対話の場を設ける。
- ⑤これら株主との対話を通じて得られた意見等につき取締役会で報告すると共に、関係部署間での情報共有を図る。
- ⑥株主との対話に際してのインサイダー情報の管理については、社内規則に基づきインサイダー情報を管理する。

7. 制定・改廃

本ガイドラインの制定・改廃は取締役会の決議に基づき行う。

2016年5月12日制定・施行。

以 上

【 別 紙 】

〔社外役員の独立性判断基準〕

社外役員本人またはその所属する企業・団体が、次の①～⑧の全てに該当する場合、社外役員が独立性を有するものとする。

- ①現在・過去に、当社・当社子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行を行う取締役・使用人〈従業員〉（以下「業務執行者」という）でないもの。
- ②現在、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者でないもの。
- ③現在、当社グループの主要取引先（注1）の業務執行者でないもの。
- ④現在、当社グループから多額の寄付（注2）を受けている法人・団体等の業務執行者でないもの。
- ⑤現在、当社グループからの役員報酬以外に、多額の金銭その他財産上の利益（注3）を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないもの。
- ⑥現在、当社グループとの間で、取締役・監査役を相互に派遣し合っていないこと。
- ⑦最近（注4）まで上記②～⑥に該当していないこと。
- ⑧上記①～⑦の2親等以内の親族、同居の親族、生計を一にする者ではないこと。

（注1）主要取引先は次のいずれかの取引先をいう。

- ①当社グループ製品等の販売先・仕入先であって、その年間取引額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高（いずれも過去3事業年度の平均）の2%以上である場合。
- ②当社グループが借入を行う金融機関で、その借入額残高（過去3事業年度末の平均）が当社事業年度末において、当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%以上である場合。

（注2）多額の寄付は過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付を行う場合。

（注3）多額の金銭その他財産上の利益は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上に相当する金銭等を供与する場合。

（注4）最近とは過去1年間をいう。

以 上